

# 中小企業倒産防止共済法の改正について

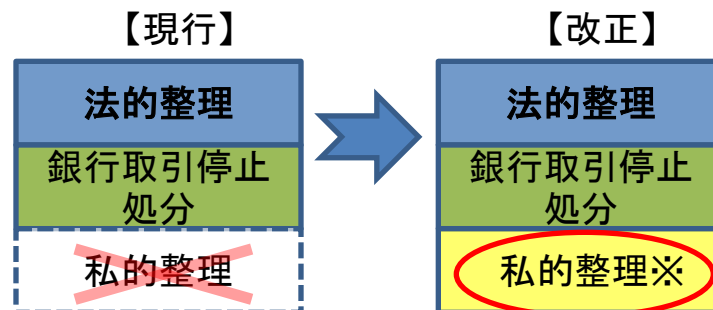
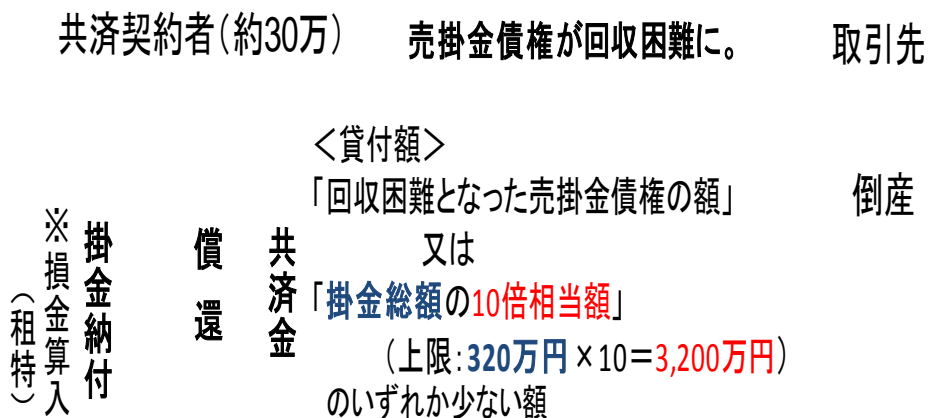
## 現行制度の概要

## 改正内容

○中小企業倒産防止共済制度は、取引先が倒産した場合に、積み立てた掛金総額の10倍を限度に、無利子・無担保・無保証人で貸付け、中小企業の連鎖倒産を防止する制度。

【平成22年7月1日から実施】

○取引先の私的整理の開始を知らせる「通知」が届いた場合、共済金の貸付けが可能に。



※弁護士や認定司法書士からの支払停止通知があった場合が対象。

【平成23年10月1日から実施】

○共済金の貸付限度額を、3,200万円から8,000万円に引き上げ。

### 〈共済事由〉

- 法的整理手続開始
- 手形取引停止処分
- 私的整理手続
- 東日本大震災の被災により受け取った手形の不渡り処分が猶予されていること(災害不渡り)、債務者が死亡又は行方不明等となっていること

	【現行】		【改正】
償還期間	5年	→	償還期間 5年～7年
掛金月額	5千円～8万円	→	掛金月額 5千円～20万円
掛金総額	320万円上限	→	掛金総額 800万円上限

※掛金は、これまでと同様、全額、損金・必要経費に算入可能。

### 共済契約者の積立掛金

- 連鎖倒産リスクを保険の原理で相互扶助
- 積み立てた掛金を原資に、契約者間で、急を要する資金を相互融通

(独)中小企業基盤整備機構(昭和53年4月運用開始)

○貸付金を繰り上げて償還した完済者に対し、新たに手当金を支給。(早期償還手当金)

※月々の償還に延滞していない共済契約者が繰上償還した場合が対象。  
※手当金の額は、前倒して償還した期間に応じ、省令で定める額を支給。